

医療機器の保守点検（省令で定める機器）

別表

別表第1（医療法施行規則第9条の7関係）

- 1 手術台及び治療台のうち、放射線治療台
- 2 麻酔器並びに麻酔器用呼吸嚢及びガス吸収かんのうち、麻酔器
- 3 呼吸補助器のうち、次に掲げるもの
 - (1) 人工呼吸器
 - (2) 酸素治療機器
 - (3) 酸素供給装置
- 4 内臓機能代替器のうち、次に掲げるもの
 - (1) 心臓ペースメーカー
 - (2) 人工腎臓装置
 - (3) 人工心肺装置
 - (4) 血液浄化用装置
 - (5) 補助循環装置
 - (6) 人工膀胱
 - (7) 腹水ろ過濃縮器
 - (8) 自家輸血システム
- 5 保育器のうち、次に掲げるもの
 - (1) 閉鎖循環式保育器
 - (2) 開放式保育器
 - (3) 温度制御式運搬用保育器
- 6 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管のうち、次に掲げるもの
 - (1) 診療用エックス線装置
 - (2) 歯科用エックス線装置
 - (3) 医用エックス線CT装置
 - (4) 診断用エックス線画像処理装置
 - (5) 治療用粒子加速装置
 - (6) 放射線治療計画用エックス線装置
 - (7) 放射線治療計画用エックス線CT
 - (8) エックス線被曝低減装置
 - (9) エックス線自動露出制御器
- 7 医療用エックス線装置用透視台
- 8 放射性物質診療用器具のうち、次に掲げるもの
 - (1) 診断用核医学装置
 - (2) 放射性同位元素治療装置
- 9 理学診療用器具のうち、次に掲げるもの
 - (1) 超音波画像診断装置
 - (2) 除細動装置
 - (3) 心マッサージ器
 - (4) 機能的電気刺激装置
 - (5) 脳・脊髄電気刺激装置
 - (6) 光線治療器
 - (7) 低周波治療器
 - (8) 高周波治療器
 - (9) 超音波治療器
 - (10) 熱療法用装置
 - (11) 針電極低周波治療器
 - (12) 電位治療器
 - (13) 骨電気刺激癒合促進装置
 - (14) 卵管疎通診断装置
 - (15) ヘリウムネオンレーザー治療器
 - (16) 半導体レーザー治療器
 - (17) 超音波手術器

- (18) ハイパーサーミア装置
- (19) 結石破碎装置
- (20) 歯科用イオン導入装置
- (21) 歯科用両側性筋電気刺激装置
- 1 0 血液検査用器具のうち、オキシメータ
- 1 1 血圧検査又は脈波検査用器具のうち、脈波計
- 1 2 内蔵機能検査用器具のうち、次に掲げるもの
 - (1) 磁気共鳴画像診断装置
 - (2) 生体磁気計測装置
 - (3) 心拍出量計
 - (4) 多用途測定記録装置
 - (5) 心臓カテーテル検査装置
 - (6) アンギオ検査装置
 - (7) 血流計
 - (8) 内圧計
 - (9) 心音計
 - (10) 心拍数計
 - (11) 脈拍数計
 - (12) 心電計
 - (13) 脳波計
 - (14) 生体现象データ処理装置
 - (15) 誘発反応測定装置
 - (16) 眼振計
 - (17) 網膜電位計
 - (18) 集中患者監視装置
 - (19) 一人用患者監視装置
 - (20) 医用テレメータ
 - (21) 尿量モニタ
 - (22) 呼吸流量計
 - (23) 呼吸抵抗計
 - (24) 電子スパイロメータ
 - (25) 基礎代謝測定装置
 - (26) 呼気ガス分析装置
 - (27) 呼吸機能検査装置
 - (28) 鼻腔通気度計
 - (29) 健康検診システム
- 1 3 知覚検査又は運動機能検査用器具のうち、次に掲げるもの
 - (1) 筋電計
 - (2) 電気刺激装置
 - (3) 治療点検索測定器
 - (4) 歯科用電気診断用機器
- 1 4 医療用鏡のうち、次に掲げるもの
 - (1) 軟性ファイバースコープ
 - (2) 電子内視鏡
 - (3) 超音波内視鏡
 - (4) 内視鏡用医用電気機器
- 1 5 電気手術器
- 1 6 医療用焼灼器
- 1 7 整形用器具器械のうち、次に掲げるもの
 - (1) 展伸・屈伸回転運動装置
 - (2) 自動間欠牽引装置
 - (3) 簡易型牽引装置
 - (4) 他動運動訓練装置
- 1 8 歯科ユニット

- 1 9 歯科用エンジンのうち、次に掲げるもの
 - (1) 歯科用空気回転駆動装置
 - (2) 歯科用電気回転駆動装置
- 2 0 歯科用ハンドピースのうち、次に掲げるもの
 - (1) 高速エアータービンハンドピース
 - (2) ストレート又はギアードアングルハンドピース
- 2 1 歯科用切削器のうち、歯石・歯垢除去器
- 2 2 歯科用蒸和器及び重合器のうち、次に掲げるもの
 - (1) 紫外線照射器
 - (2) 可視光線照射器
- 2 3 医療用注入器のうち、次に掲げるもの
 - (1) 輸液ポンプ
 - (2) 自動点滴装置
 - (3) 造影剤注入装置